

技管第544号  
平成26年3月24日

農林水産部関係各課長  
各広域本部農林（水産）部長  
各広域本部各地域振興局農林部長 } 様

農林水産部長

農業土木工事共通仕様書の一部改正について（通知）  
このことについて、別添のとおり改正し、平成26年4月1日から施行すること  
としたので通知します。

農村振興局 技術管理課  
農業土木技術班 仲山（内 5454）

農業土木工事共通仕様書一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
第1編 共通編	第1編 共通編
第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1 ～ 1－1－6 [略]	第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1 ～ 1－1－6 [略]
<b>1－1－7 工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録</b>  請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（C O R I N S）へ登録しなければならない。  登録は、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、それぞれの登録内容について監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（工事完成通知書（しゅん工届）の提出日をいう。）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。  なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金500万円を超えて変更する場合には変更登録しなければならない。  また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、すみやかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。  1－1－8 ～ [略]	<b>1－1－7 工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録</b>  1. 請負者は、請負代金額が500万円以上2,500万円未満の場合、当初契約締結後、財団法人日本建設情報総合センター（以下、「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下、「C O R I N S」という。）の要領に基づき工事カルテを作成し、監督職員から内容の確認を受けた後に登録しなければならない。  ただし、請負金額に5割以上の増減があった場合は、訂正の手続きを行うものとする。 2. 請負者は、請負金額が2,500万円以上の場合、当初及び変更契約のつど並びに工事完成検査時にJ A C I Cが実施しているC O R I N Sの要領に基づき工事カルテを作成し、監督職員から内容の確認を受けた後に登録しなければならない。 3. 工事カルテ作成等に必要となる費用は、請負者の負担とする。  なお、請負者は、J A C I Cが発行する工事カルテ受領書の写しを監督職員に提示しなければならない。 4. 工事カルテの登録は、当初契約、変更契約時では契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内、工事完成検査時は、工事完成後10日以内に行わなければならない。  なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。  1－1－8 ～ [略]